

千代田区社会福祉協議会

中期経営計画

(令和5年度～令和9年度)



第21回ふれあい福祉まつり (2023)



社会福祉法人千代田区社会福祉協議会

千代田区社会福祉協議会
CHIYODA WARD COUNCIL OF SOCIAL WELFARE

はじめに

本会は、この度「千代田区社会福祉協議会中期経営計画」を策定しました。この計画は、昨年度に本会が策定した「第6次はあとプラン(地域福祉活動計画)」(計画期間:令和5年度～令和9年度)の中で位置づけた、本会が進める取り組みや組織・経営の基盤強化について、より具体的かつ計画的に実行するための中期計画です。

本会は、「みんなが参加し ささえ合うまちづくり」を活動理念に、3つの活動目標と8つの活動指針を掲げて日々地域福祉の推進に努めています。第6次はあとプランでは、これらを基本に「つどう」「気づく」「ささええる」「つなぐ」の4つに基本目標を設定し、その目標ごとに区民、地域団体、学び・働く人たち、そして本会が取り組むべき行動を設定しました。

地域コミュニティの衰退が言われて久しい昨今ですが、一方でそれを補う地域資源も千代田区には多く存在しています。地域コミュニティの再生、活性化を図ると同時に、それらの地域資源を有効につなぎ合わせることで、公的な制度だけではカバーできない問題や制度の狭間にある課題を埋めることができます。そして今、その役割を果たすコミュニティソーシャルワーカーの存在が注目されています。令和6年度から千代田区は区内にコミュニティソーシャルワーカーを配置する事業を開始し、その役割を本会が担うことになりました。このことは、これまで本会が続けてきた地域福祉の推進に関する活動が認められたことの表れでもあります。

複雑多様な福祉課題が顕在化する中で、本会はこれまで社会福祉法に位置づけられた「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、福祉活動への住民参加を進めながら一貫して地域福祉活動推進の中心的役割を果たしてきました。本会は今後も区民のみなさまとの顔の見える関係づくりに努め、地域の福祉課題の解決に取り組み、地域でいつまでも安心して暮らしていくことのできる福祉のまちづくりに努めてまいります。

最後になりますが、区民をはじめ関係者のみなさまのご理解や、さまざまな主体の参画のもとに地域福祉の推進ならびに地域の福祉課題の解決が図られることを祈念して、挨拶とさせていただきます。

令和6年3月

社会福祉法人千代田区社会福祉協議会
会長 中井 修

目次

第1章 計画の概要	… 1
1 計画の概要	… 2
■中期経営計画とは	… 2
■計画の効果	… 2
■計画の期間	… 2
2 法人の使命	… 3
■活動理念	… 3
■活動目標	… 3
■活動指針	… 3
3 はあとプラン(概要)	… 4
第2章 中期経営計画	… 5
1 中期経営計画体系図	… 6
2 中期経営計画	… 9
■つどう	…11
■気づく	…15
■ささえる	…19
■つなぐ	…23
■組織体制の強化	…27
第3章 資料編	…31
1 千代田区社会福祉協議会について	…32
■法人概要	…32
■役員名簿	…32
■組織図	…33
■ロゴマーク	…33
2 収支状況	…34
■運営状況	…34
■赤字運営の改善	…34
■区との連携強化と財政の支援	…35
■経営・財務指標	…36

第1章 計画の概要

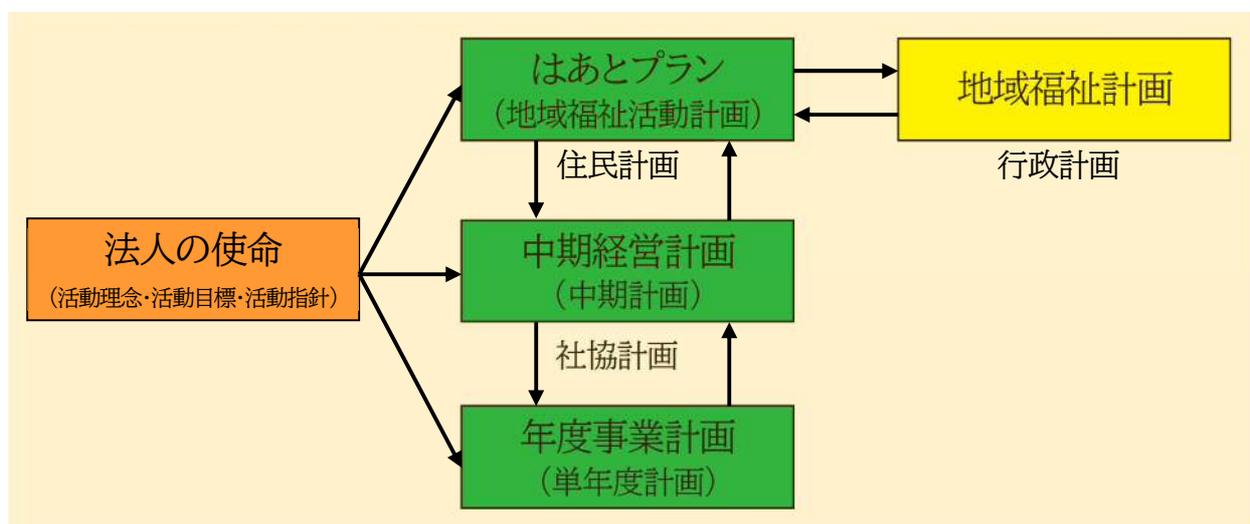
1 計画の概要

【中期経営計画とは】

社会の環境がめまぐるしく変化する中で、本会がその使命を果たし続けるためには中長期的な展望に基づく「将来ビジョン」を明らかにし、取り組むべき重点課題を定め、計画的に取り組めるように具体的な方法を定める必要があります。

中期経営計画は、本会が社会福祉法に明記された「地域福祉を推進する中核的な団体」として、その使命や経営理念、基本方針等を明確にし、地域福祉の推進に向けた組織体制、事業展開、財務等に関する具体的な取り組みを明示した3～5年程度を期間とする中期行動計画です。

令和5年度からスタートした「第6次はあとプラン(地域福祉活動計画)」および千代田区が作成した「千代田区地域福祉計画」と相互に連協・協働を図りながら本計画を進めていきます。

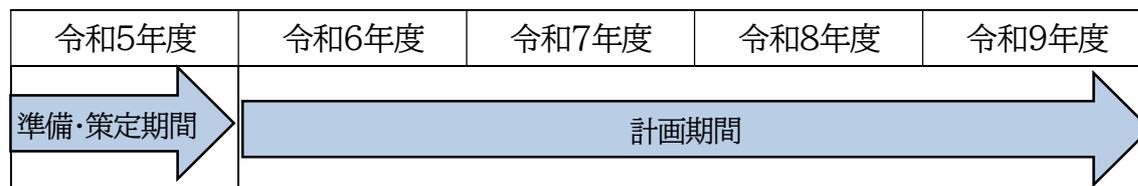


【計画の効果】

- 1 社協の使命や経営理念、基本方針を明確化し、全役職員に浸透させることができる
- 2 継続性、計画性に基づいた意思決定を押し進めていくことができる
- 3 事業の遂行・進捗管理を円滑に行うことができる
- 4 千代田区や区民を始め関係機関等に説明責任を果たし、社協の信頼を高めることができる

【計画の期間】

令和5年度を準備・策定期間とし、令和6年度から9年度までの計画とする。



2 法人の使命

千代田区社会福祉協議会が目指すもの
～活動理念(Mission)に基づく3つの目標(Vision)と8つの指針(Way)～

【活動理念(Mission)】

みんなが参加し、ささえ合うまちづくり

【活動目標(Vision)】

- 1 公的な制度だけでは対応できない複雑多様な生活上の問題を解決するために、地域の社会資源の活用、多様な団体との協働、新たな仕組みづくりを行い、誰も取り残さない地域社会づくりに取り組みます。
- 2 日常の生活圏における住民主体の福祉活動の立ち上げや支援、福祉団体、ボランティア・NPO等の多様な社会資源との関係づくりやネットワーク化を行い、インフォーマルな活動(家族、近隣、友人、民生委員、ボランティア、非営利団体などが行う支援や活動)を創出します。
- 3 サービスの受け手と支え手という関係を超え、誰もが支え手となり、すべての人が社会参加できる機会を作り、誰もが生きがいを持って生活できる地域共生社会の実現を目指します。

【活動指針(Way)】

- 1 アウトリーチを中心とした調査と地域との信頼関係に基づく情報収集により、地域の福祉課題を把握するとともに、社会資源を発掘し、多様な機関との関係づくりを行います。
- 2 支援を必要とする人と支援ができる人とを結びつけます。
- 3 フォーマルサービスやインフォーマルな活動を適切に組み合わせ、必要な支援を調整します。
- 4 多様な機関が集まる場を設け、課題解決のための情報共有やケース検討を行います。
- 5 既存のサービスだけでは対応できない課題に対し、住み、働き、学ぶ広範な区民の主体的な活動を活性化することにより、新たなサービスや支援の仕組みを創出します。
- 6 広範な区民に対して、地域や福祉について関心を持つ機会を提供することで、地域の福祉課題に気づき、地域の活動に参画し、主体的に行動しようという人を増やします。
- 7 過剰な情報の中から必要な情報を選択できるよう支援するとともに、意思決定を尊重し、その権利を擁護します。
- 8 これらを達成するために、地域福祉推進のための体制を整備し、コミュニティソーシャルワークを実践します。

3 はあとプラン(概要)

活動理念(Mission)

みんなが参加し、ささえ合うまちづくり

活動目標(Vision)

- 1 誰一人取り残さない地域社会づくり
- 2 身近な圏域における多様な活動の創出
- 3 地域共生社会の実現

重点テーマ

テーマ① 身近な圏域での地域内の多様な人々が 参画する体制の整備	テーマ② 多機関・多職種連携の実践
<ul style="list-style-type: none"> ● 身近な圏域で生活課題を話し合う場の確保 ● 身近な圏域ごとの常設相談窓口の整備(新規) ● 多様な人々が主体となった福祉活動の立ち上げや支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉に関する効果的な情報発信と学習機会の提供 ● コミュニティソーシャルワーカーの配置検討と、専門職としての能力向上 ● 社協とほかの関係機関との連携強化(個別課題から地域課題への発展)

社協の目標とおもな取組

目標 1 つどう	目標 3 ささえる
<ul style="list-style-type: none"> ● 身近な圏域ごとの常設相談窓口の整備(新規) ● 地域交流サロン等の居場所づくり ● 多世代交流イベントの企画・支援 ● 地域内の企業・団体・学生等との協働 	<ul style="list-style-type: none"> ● 権利擁護支援の体制整備(拡充) ● 支援会員、地域生活支援員・区民後見人等の地域における福祉人材の確保・育成 ● ボランティア活動の推進 ● 多様な人々が主体となった福祉活動の提案・立ち上げ・運営等支援 ● 生活福祉資金の貸し付け
目標 2 気づく	目標 4 つなぐ
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉に関する効果的な情報発信 ● 地域に身近な生活課題を話し合う場と機会の確保 ● アウトリーチを中心とした調査と情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティソーシャルワーカーの配置検討と、職員の能力向上(新規) ● 社協内部での連携強化(個別課題から地域課題への発展) ● 区内の社会福祉法人のネットワーク化 ● 介護と医療の連携強化 ● 各制度上のコーディネーターとの連携・調整

1 中期経営計画体系図

No.	目 標	取 り 組 み
1	つどう	①身近な圏域ごとの常設相談窓口の整備
		②地域交流サロン等の居場所づくり
		③多世代交流イベントの企画・支援
		④地域内の企業・団体・学生等との協働
2	気づく	①地域福祉に関する効果的な情報発信
		②地域に身近な生活課題を話し合う場と機会の確保
		③アウトリーチを中心とした調査と情報収集
3	ささえる	①権利擁護支援の体制整備
		②支援会員、地域生活支援員、区民後見人等の地域における福祉人材の確保・育成
		③ボランティア活動の推進
		④多様な人々が主体となった福祉活動の提案・立ち上げ・運営等支援
		⑤生活福祉資金の貸し付け
4	つなぐ	①コミュニティソーシャルワーカーの配置検討と、職員の能力向上
		②社協内部での連携強化(個別課題から地域課題への発展)
		③区内の社会福祉法人のネットワーク化
		④介護と医療の連携強化
		⑤各制度上のコーディネーターとの連携・調整
5	組織体制 の強化	①デジタル化の普及・推進
		②職員一人ひとりの能力向上と人材確保
		③弾力的な組織編制
		④財政基盤の強化

方針・計画

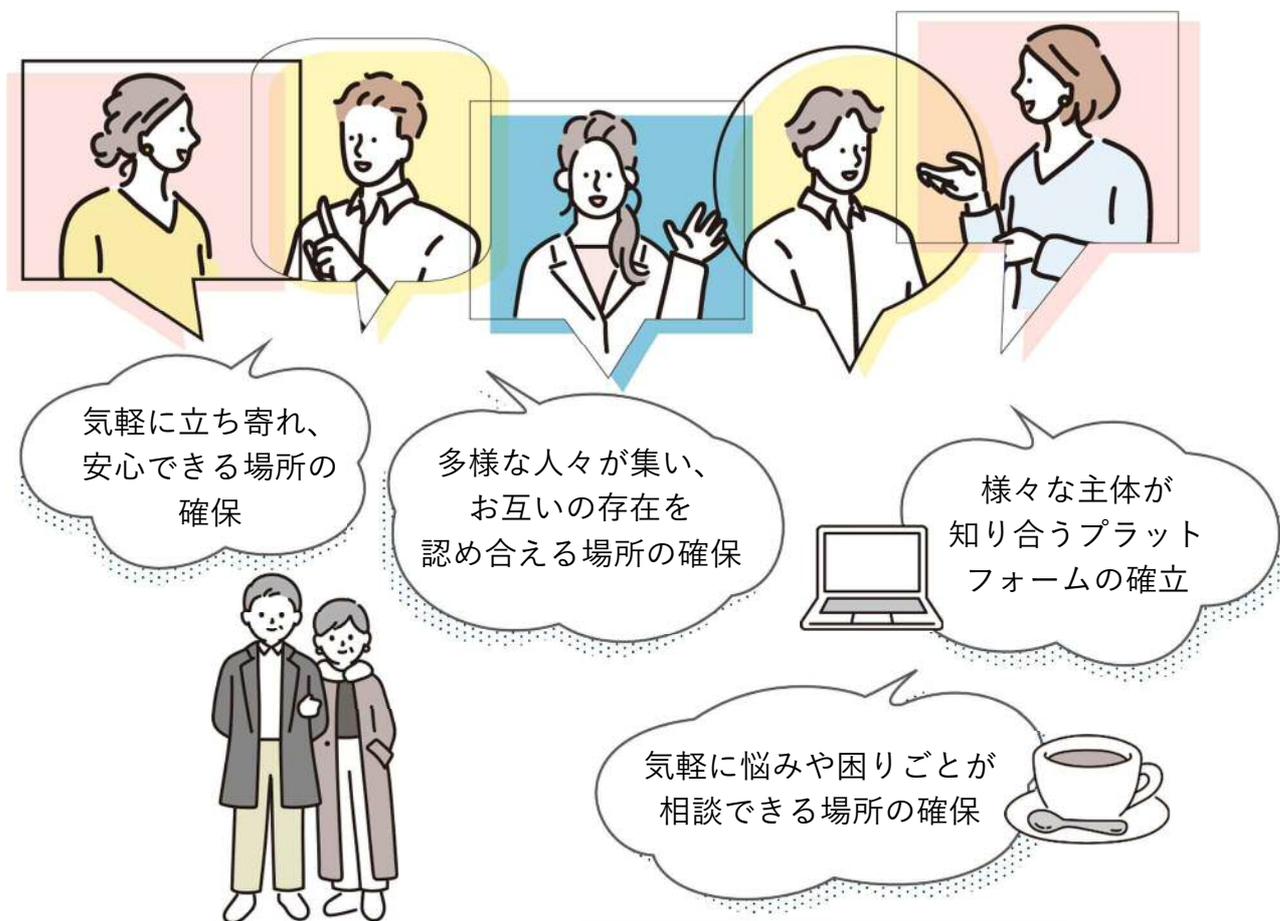
<p>社会福祉協議会の役割を広く周知し、地区担当職員が地域に出向き、様々なニーズを拾う/出張所を単位に福祉相談窓口として定期的な相談会の実施/一番町はあとサロン(居場所)を活用し、麴町地区の分室を開設</p>
<p>一番町はあとサロンを多世代、多機能型サロンとして整備/麴町・神田地区における子育て世帯向けの居場所の開設・拡充/地域課題を知るための学習会や講座の実施/住民主体の居場所づくり実施団体等の立ち上げ、運営支援</p>
<p>麴町と神田地区、あるいは区内6出張所地区等、エリアをしぼった顔のみえやすい多世代交流の実施/地域の福祉課題をテーマにした多世代交流の実施や地域福祉への理解や活動参加の促進</p>
<p>企業や区内大学と協働したボランティアプロジェクト等を試行実施</p>
<p>情報が見つかりやすくなるようなホームページのレイアウトや親しみやすい情報発信の検討/漠然とした呼びかけではなく、具体性や効果等が分かりやすい情報発信の工夫と SNS を活用した PR の拡充/対象に合わせた情報発信の検討</p>
<p>地域ごとの資源や課題を整理し、まちミーティングの参加者拡充を図る/地域生活課題に関する区民アンケートの実施/地域活動(学習会や相談会)の実施/麴町、神田地区におけるまちミーティング(住民等との課題を話し合う場)の定期的な開催と地域活動等の効果検証</p>
<p>地区担当職員による定期的なアウトリーチの実施/地域生活課題に関する区民アンケートの実施(ニーズ調査)/ニーズと地域資源をコーディネートするにあたり、地域資源の情報管理と情報共有</p>
<p>中核機関の受託・検討支援会議ならびに地域連携ネットワーク協議会の開催/権利擁護支援の地域住民および関係機関への理解促進/身元保証や居住支援に関する調査、取り組み検討</p>
<p>新たな担い手を発掘するため、学生や企業、マンション住民等への出前講座や説明会の実施/支援員の養成講座、フォローアップ研修、交流会などを通じて、支援員活動の継続と質の向上を図る/区民後見人の養成講座の実施</p>
<p>個人ボランティア登録者を拡充し、スキルアップの機会を拡大/新たな担い手を発掘するため、福祉出張講座を強化/企業、大学、団体の強みを活かした課題解決型の活動を創出/生活に困りごとを抱えた外国人や障がい者等を支える仕組みづくり</p>
<p>CSW、ボランティアコーディネーター、人材育成・研修拠点、多世代交流拠点の連携強化により、講座・イベント・地域住民の話し合いの場づくり等を充実</p>
<p>貸付対象外となってもその時点で終結せず、世帯の抱える課題に対し貸付以外の方法で支援ができないか組織全体で検討する/コロナ特例貸付者のその後の生活状況を把握するため、アンケート調査もしくは接触できる機会を検討する。</p>
<p>地域の拠点整備にあわせ、専任のコミュニティソーシャルワーカー配置(令和6年度2名/令和7年度2名)/コミュニティソーシャルワーク実践に関する研修等への参加</p>
<p>地区担当の役割、関わり方の整理/個別や地域ニーズを情報交換会で共有し、定期に課題検討会を実施/CSW を中心にまちミーティングを実施し、地域課題の整理と取組みを検討</p>
<p>加入団体の増加/千代田区所管部署との連携/日常業務での連携強化</p>
<p>多職種協働研修で高齢者のテーマだけでなく、複合的な課題を抱える家族に対する地域住民も含めた支援の事例を取り上げ、それぞれの役割についての理解促進、関係強化</p>
<p>コーディネーター連絡会の目的、メンバー構成、すすめ方について、区やメンバーと協議し、地域で活動するコーディネーターのプラットフォームにしていく/地域づくり実践研修の内容の充実を図り、参加を広げる/アウトリーチを強化し、地域で連携すべき関係機関との関係を作る</p>
<p>社内 LAN の無線化と体系的なネットワーク環境の整備/勤怠管理システム及び人事管理システムの導入、連携/事業対象者のコミュニケーションツールとしての IT 機器の導入/本会が有する地域福祉情報等のテキストマイニング、分析の実現/IT リテラシー啓発のための研修/資格取得制度の導入</p>
<p>研修体系の整理/研修履歴を記録する(人事管理システムと連携)・キャリアアップ(昇任)のための資格制度の導入</p>
<p>CSW に合わせた組織体制への再編/昇任選考及び研修等による課長・係長の増員/アキバ分室に倣い、麴町地区に分室を設置</p>
<p>事務費に対する区補助金の導入を要望/寄付金の増額検討/収益事業の増収(自動販売機の増設、区有地を活用した収益事業検討)、基金の創設、財産運用の検討・実施</p>

第 2 章 中期経営計画

2 中期経営計画

目標 1

つどう



ふらっと立ち寄れる場所、
多様な主体が出会える場をつくる

社協のおもな取組

- 身近な圏域ごとの常設相談窓口の整備（新規）
- 地域交流サロン等の居場所づくり
- 多世代交流イベントの企画・支援
- 地域内の企業・団体・学生等との協働



中期経営計画 実行シート

目 標	つどう (はあとプラン4つの目標)				
取り組み	①身近な圏域ごとの常設相談窓口の整備				
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・神田地域の身近な相談窓口としてアキバ分室開設 ・職員地区担当制の導入とアウトリーチ、地域活動の場の提供(貸出し) 				
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会分室機能が神田地域にはあるが、麴町地域にはない ・分室の役割について、住民への認知度が低い ・分室の窓口で対応できる内容が限られている 				
方針・計画	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会の役割を広く周知し、地区担当職員が地域に出向き、様々なニーズを拾う ・出張所を単位に福祉相談窓口として定期的な相談会の実施 ・一番町はあとサロン(居場所)を活用し、麴町地区の分室開設 				
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		麴町地区設置 			

目 標	つどう (はあとプラン4つの目標)				
取り組み	②地域交流サロン等の居場所づくり				
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・職員常駐のはあとサロン、住民運営型のふれあいサロンの実施 ・神田を拠点にアキバみんなのサロン・アキバ子育てひろばの実施 				
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域に、多世代を対象とした居場所(サロン)が少ない ・地域課題に対応した住民主体の居場所(サロン)や担い手不足 				
方針・計画	<ul style="list-style-type: none"> ・一番町はあとサロンを多世代、多機能型サロンとして整備 ・麴町・神田地区における子育て世帯向けの居場所の開設・拡充 ・地域課題を知るための学習会や講座の実施 ・住民主体の居場所づくり実施団体等の立ち上げ、運営支援 				
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		一番町みんなのサロン開設 			

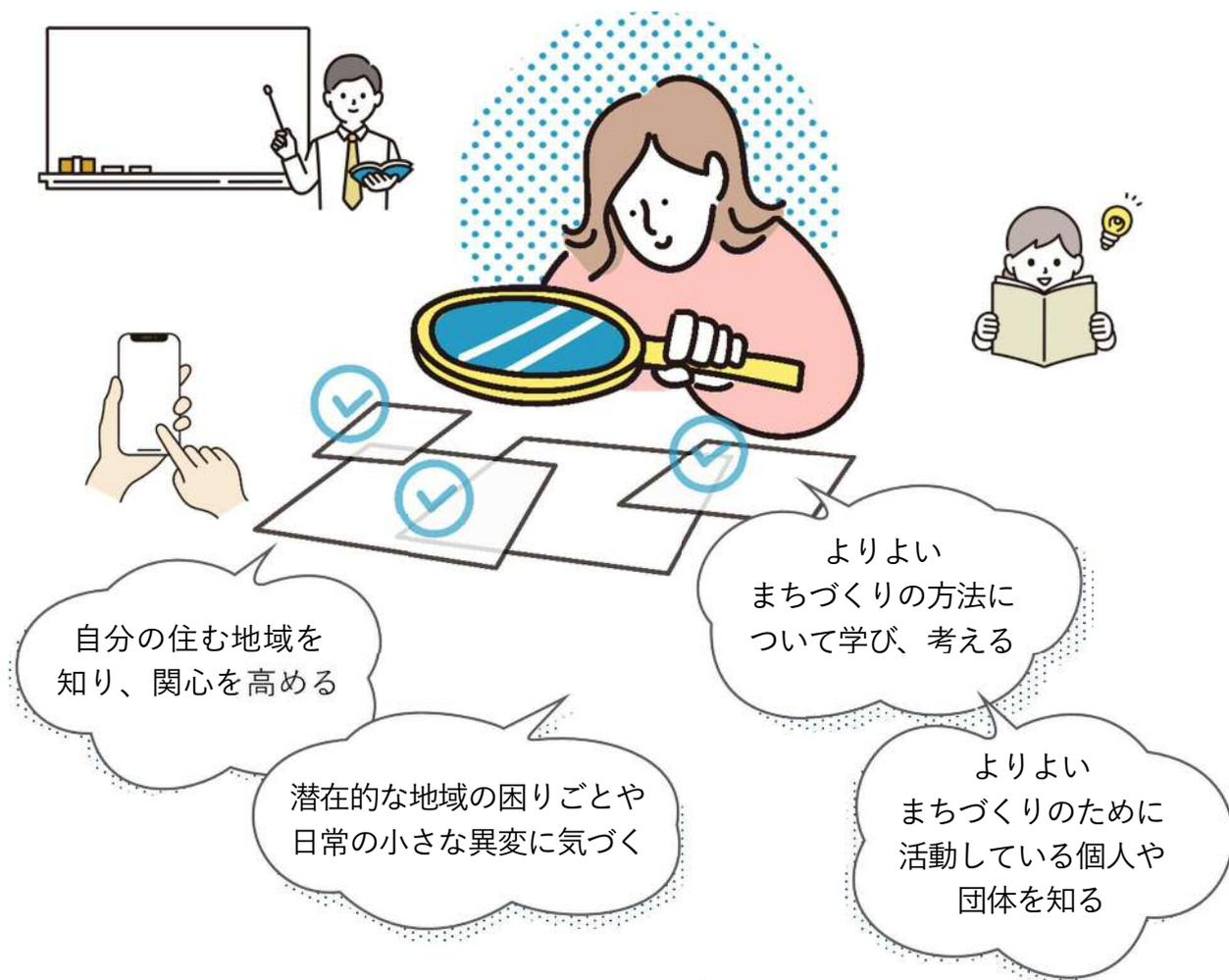
中期経営計画 実行シート

目 標	つどう (はあとプラン4つの目標)				
取り組み	③多世代交流イベントの企画・支援				
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉への理解や参加につながることをテーマにした内容をはじめ、多世代交流食堂や音楽、美術等の多彩なテーマで多世代交流 ・区内大学生、企業、NPOや大使館等、多様な団体による多世代交流企画や当日運営 				
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・関心のあるテーマに参加するため、継続した参加が見込めない ・日常的な場ではないため、顔の見える関係性ができにくい 				
方針・計画	<ul style="list-style-type: none"> ・麴町と神田地区、あるいは区内6出張所地区等、エリアをしぼった、顔のみえやすい多世代交流の実施 ・地域の福祉課題をテーマにした多世代交流の実施や地域福祉への理解や活動参加の促進 				
スケジュール	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度

目 標	つどう (はあとプラン4つの目標)				
取り組み	④地域内の企業・団体・学生等との協働				
現 状	<p>企業、大学生、区内中学校、NPO 等に積極的にアプローチし、社会貢献やボランティア活動として、子どもの学習支援や高齢者施設へのボランティア訪問、区民との交流事業を協働</p>				
課 題	<p>単発の協働事業は協力を得られやすいが、仕事や学業等により、平日や継続した支援における協働がすすまない</p>				
方針・計画	<p>企業や区内大学と協働したボランティアプロジェクト等を試行実施</p>				
スケジュール	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
		試行			

目標 2

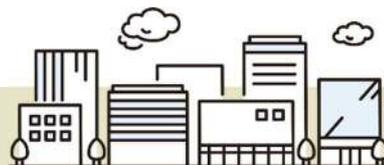
気づく



地域の困りごとに気づき、
解決の方法やまちづくりについて考える

社協のおもな取組

- 地域福祉に関する効果的な情報発信
- 地域に身近な生活課題を話し合う場と機会の確保
- アウトリーチを中心とした調査と情報収集



中期経営計画 実行シート

目 標	気づく (はあとプラン4つの目標)				
取り組み	①地域福祉に関する効果的な情報発信				
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「ちよだ社協」他、各種事業における広報物の発行 ・ホームページの運用とソーシャルネットワークサービス(SNS)の活用 				
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・社協の存在や活動を広く知られていない ・地域福祉に関する情報が必要な人に届いていない可能性があり、受け手に配慮した情報発信が必要 				
方針・計画	<ul style="list-style-type: none"> ・情報が見つけやすくなるようなホームページのレイアウトや親しみやすい情報掲載の検討 ・漠然とした呼びかけではなく、具体性や効果等が分かりやすい情報発信の工夫と SNS を活用した PR の拡充 ・対象に合わせた情報発信方法の検討 				
スケジュール	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度

目 標	気づく (はあとプラン4つの目標)				
取り組み	②地域に身近な生活課題を話し合う場と機会の確保				
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・6 圏域ごとの町会福祉部連絡会及びまちミーティングの実施 ・地域福祉や助け合いに関する講座の実施 				
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・住民、在勤・在学者、地域団体、行政および関係機関など、多様な人々が一堂に地域の生活課題を話し合う場や機会が少ない ・課題から具体的な地域活動に発展する話し合いができていない 				
方針・計画	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ごとの資源や課題を整理し、まちミーティングの参加者拡充を図る ・地域生活課題に関する区民アンケートの実施 ・地域活動(学習会や相談会)の実施 ・麴町、神田地区におけるまちミーティング(住民等との課題を話し合う場)の定期的な開催と地域活動等の効果検証 				
スケジュール	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度

中期経営計画 実行シート

目 標	気づく (はあとプラン4つの目標)				
取り組み	③アウトリーチを中心とした調査と情報収集				
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・相談が入ることによりアウトリーチする他、地域課題をもとにコーディネートする上で必要な地域資源の情報収集を実施 ・定期的な情報交換会の他、地区ごとに関係機関を交えて情報共有 				
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源の把握と共有が十分にできていない ・相談以外に、地域にある課題がなにか明確な調査が不十分 ・地域課題をもとに地域資源をどのように活用するか分析が不十分 				
方針・計画	<ul style="list-style-type: none"> ・地区担当職員による定期的なアウトリーチの実施 ・地域生活課題に関する区民アンケートの実施 ・ニーズと地域資源をコーディネートするにあたり、地域資源の情報管理と情報共有 				
スケジュール	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	アウトリーチ	ニーズ調査			
					

目標3

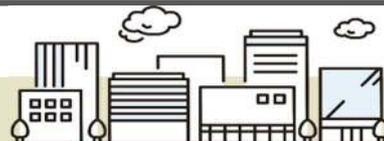
ささえる



誰もが安心して暮らすために、
身近な地域でのささえ合いの体制を整える

社協のおもな取組

- 権利擁護支援の体制整備（拡充）
- 支援会員、地域生活支援員・区民後見人*等の地域における福祉人材の確保・育成
- ボランティア活動の推進
- 多様な人々が主体となった福祉活動の提案・立ち上げ・運営等支援
- 生活福祉資金の貸し付け



中期経営計画 実行シート

目 標	ささえる (はあとプラン4つの目標)				
取り組み	①権利擁護支援の体制整備				
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・判断能力に不安のある方々の福祉サービス利用支援や成年後見制度利用支援の実施 ・権利擁護支援の中核機関受託に向けての準備 				
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援の重要性を理解し、支援の必要な方を早期に発見し、支援につなげる仕組みづくり ・本人の意思決定を行い、本人に適した権利擁護支援を検討する仕組みが体系化されていない 				
方針・計画	<ul style="list-style-type: none"> ・中核機関の受託: 検討支援会議ならびに地域連携ネットワーク協議会の開催(令和6年度～) ・権利擁護支援の地域住民および関係機関への理解促進 ・身元保証や居住支援に関する調査、取り組み検討 				
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		中核機関受託			

目 標	ささえる (はあとプラン4つの目標)				
取り組み	②支援会員、地域生活支援員、区民後見人等の地域における福祉人材の確保育成				
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・住民参加のたすけあい事業による支援会員の獲得と活動支援 ・区民後見人の養成支援事業と地域生活支援員への支援 				
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・困りごとのニーズに対して支援会員の不足 ・福祉人材の発掘について、より広く周知・広報していく必要がある 				
方針・計画	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな担い手を発掘するため、学生や企業、マンション住民等への出前講座や説明会の実施 ・支援会員の養成講座、フォローアップ研修、交流会などを通じて、支援員活動の継続と質の向上を図る ・区民後見人の養成講座の実施 				
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
					

中期経営計画 実行シート

目 標	ささえる (はあとプラン4つの目標)				
取り組み	③ボランティア活動の推進				
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉課題の解決に重点を置いたボランティアコーディネート ・災害時に備えた平時からのネットワークづくり ・学校・企業等のボランティア活動推進 				
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍以降のボランティア活動が停滞化 ・求められるニーズと、できる活動のミスマッチ 				
方針・計画	<ul style="list-style-type: none"> ・個人ボランティア登録者を拡充し、スキルアップの機会を拡大 ・新たな担い手を発掘するため、福祉出張講座を強化 ・企業、大学、団体の強みを活かした課題解決型の活動を創出 ・生活に困りごとを抱えた外国人や障がい者等を支える仕組みづくり 				
スケジュール	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
					

目 標	ささえる (はあとプラン4つの目標)					
取り組み	④多様な人々が主体となった福祉活動の提案・立ち上げ・運営支援					
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・講座、まちミーティング、多世代交流事業等のさまざまな場の設定を通じた活動提案や講座終了者のグループ化支援 ・町会、ボランティアグループ、大学生等への活動提案、運営支援 					
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・事業運営に追われてしまい、活動提案、立ち上げ支援ができていない ・新しい活動が生まれるようなプラットフォームができていない 					
方針・計画	<ul style="list-style-type: none"> ・CSW、ボランティアコーディネーター、人材育成・研修拠点、多世代交流拠点の連携強化により講座、イベント、地域住民の話し合いの場づくり等を充実 					
スケジュール	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	
		取り組み充実				

中期経営計画 実行シート

目 標	ささえる (はあとプラン4つの目標)				
取り組み	⑤生活福祉資金の貸し付け				
現 状	低所得世帯や他からの借入が困難な世帯の相談に応じ、資金の貸し付けによって世帯の構成を図る				
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者の金銭面の不足という表面的ニーズへの対応のみで関係が終結してしまうことが多く、世帯の生活課題にアプローチできていない ・社会的孤立を抱える人に地域と繋がるきっかけや場所の創出が必要 				
方針・計画	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象外となってもその時点で終結せず、世帯の抱える課題に対し貸付以外の方法で支援ができないか組織全体で検討する ・コロナ特例貸付者のその後の生活状況を把握するため、アンケート調査もしくは接触できる機会を検討する 				
スケジュール	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
					

目標4

つなぐ



地域住民や多様な機関が 参加、協働する仕組みをつくる

社協のおもな取組

- コミュニティソーシャルワーカーの配置検討と、職員の能力向上（新規）
- 社協内部での連携強化（個別課題から地域課題への発展）
- 区内の社会福祉法人のネットワーク化
- 介護と医療の連携強化
- 各制度上のコーディネーターとの連携・調整

中期経営計画 実行シート

目 標	つなぐ (はあとプラン4つの目標)				
取り組み	①コミュニティソーシャルワーカーの配置検討と職員の能力向上				
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・職員地区担当制(6地区)の導入 ・町会福祉部の活動支援をはじめ、地域住民との顔の見える関係づくり ・福祉ニーズや地域資源の把握のためのアウトリーチ実践 				
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティソーシャルワーカーとなる専任職員が不在 ・コミュニティソーシャルワーク実践における職員の業務標準化 ・福祉ニーズや地域資源の把握から具体的な支援のしくみの開発、住民活動へのつながりが不十分 				
方針・計画	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の拠点整備にあわせ、専任のコミュニティソーシャルワーカー配置 (令和6年度2名/令和7年度2名) ・コミュニティソーシャルワーク実践に関する研修等への参加 				
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
		CSW2名配置	CSW2名配置		

目 標	つなぐ (はあとプラン4つの目標)				
取り組み	②社協内部での連携強化(個別課題から地域課題への発展)				
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・情報交換会、個別検討会等による課題共有 ・地区担当ミーティング、リーダー会による情報共有と取組み検討 				
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・地区担当の地域とのかかわり方の明確化 ・社協職員(CSW)としての意識(具体的な地域支援の成功体験) 				
方針・計画	<ul style="list-style-type: none"> ・地区担当の役割、関わり方の整理 ・個別や地域ニーズを情報交換会で共有し、定期的に課題検討会を実施 ・CSWを中心にもちミーティングを実施し、地域課題の整理と取組みを検討 				
スケジュール	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度

中期経営計画 実行シート

目 標	つなぐ (はあとプラン4つの目標)				
取り組み	③区内の社会福祉法人のネットワーク化				
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・14 法人加入(うち、1 団体は株式会社) ・年 2 回の連絡会と年 1 回の共同事業を実施 				
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・業種や規模、社会貢献に対する温度差から共通認識が持ちづらい 				
方針・計画	<ul style="list-style-type: none"> ・加入団体の増加(社会福祉法人以外にもアプローチ) ・千代田区所管部署との連携 ・日常業務での連携強化 				
スケジュール	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度

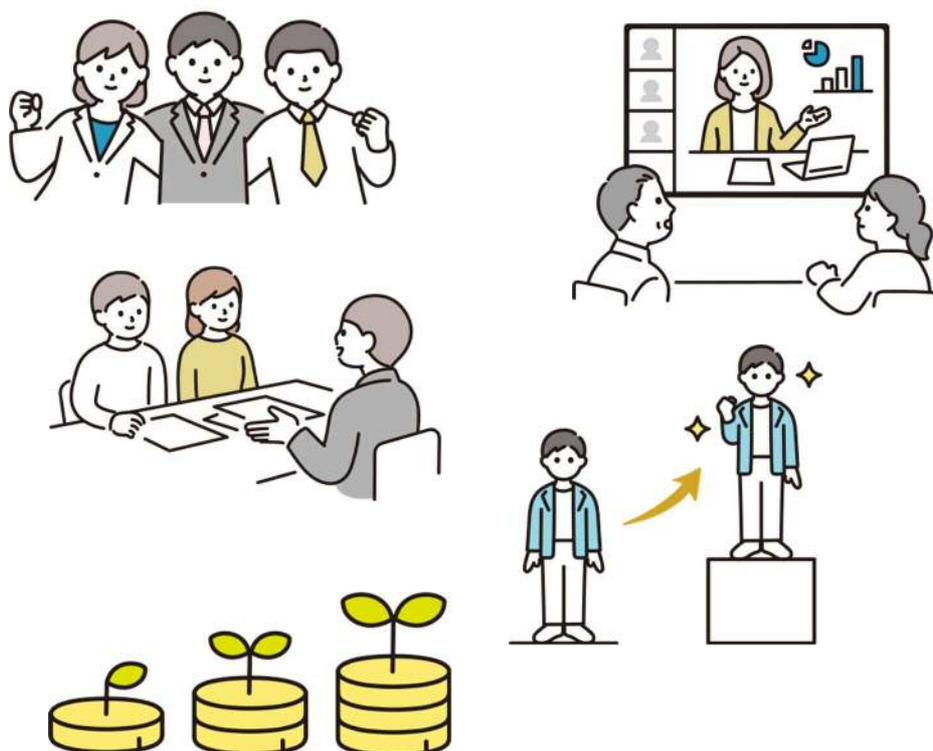
目 標	つなぐ (はあとプラン4つの目標)				
取り組み	④介護と医療の連携強化				
現 状	介護職、医療職の連携が深まっていないため、研修を通じた顔の見える関係性や連携強化として多職種協働研修を実施				
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・医療職(特に医師)の参加が少ない ・研修以外の場で、介護と医療の連携強化を図れていない 				
方針・計画	多職種協働研修で高齢者のテーマだけでなく、複合的な問題を抱える家族に対する地域住民も含めた支援の事例を取り上げ、それぞれの役割についての理解促進、関係強化				
スケジュール	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度

中期経営計画 実行シート

目 標	つなぐ (はあとプラン4つの目標)				
取り組み	⑤各制度上のコーディネーターとの連携・調整				
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・区福祉総務課が主催するコーディネーター連絡会(年 2 回程度)に、高齢、障がい、子ども分野と社協のコーディネーターが参加し、連携の基盤づくりを行っている ・上記コーディネーター連絡会のメンバーに行政職員も参加した地域づくり実践研修を開催し、顔の見える関係や地域課題の共有等、連携強化を図っている 				
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーター連絡会のメンバー構成やすすめ方について、区とのすり合わせや参加者の思いを聞き取ることが十分にできていないまま、社協(CSW)が連絡会事務局になる ・各分野のコーディネーターのお互いの職種の役割への相互理解や地域課題の共有は十分にできていない 				
方針・計画	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーター連絡会の目的、メンバー構成、すすめ方について、区や現メンバーと協議し、地域で活動するコーディネーターのプラットフォームにしていく ・地域づくり実践研修の内容の充実を図り、参加を広げる ・アウトリーチを強化し、地域で連携すべき関係機関との関係をつくる 				
スケジュール	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	研修・連絡会・関係づくり 				

目標 5

組織体制の強化



地域福祉推進の担い手として

社協のおもな取組

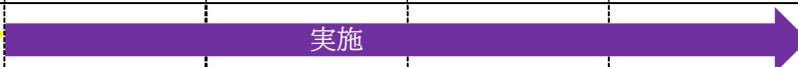
- デジタル化の普及・推進
- 職員一人ひとりの能力向上と人材確保
- 弾力的な組織編制
- 財政基盤の強化

中期経営計画 実行シート

目 標	組織体制の強化 (はあとプラン4つの目標)				
取り組み	①デジタル化の普及・推進				
現 状	・職場内のネットワーク環境等デジタル化・IT 化の遅れ				
課 題	・デジタル化・IT 化に関する職員の知識不足 ・デジタル化・IT 化推進に関する財源確保				
方針・計画	・社内 LAN の無線化と体系的なネットワーク環境の整備 ・勤怠管理システム及び人事管理システムの導入・連携 ・事業対象者のコミュニケーションツールとしての IT 機器の導入 ・本会が有する地域福祉情報等のテキストマイニング・分析の実現 ・IT リテラシー啓発のための研修・資格取得制度の導入				
スケジュール	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度

目 標	組織体制の強化 (はあとプラン4つの目標)				
取り組み	②職員一人ひとりの能力向上と人材確保				
現 状	・職員全体研修の実施、民間研修事業者との契約によるビジネス研修の参加 ・職業紹介事業者の活用による職員採用				
課 題	・研修内容が体系化されていない ・職員の研修履歴が残っていない				
方針・計画	・研修体系の整理 ・研修履歴を記録する(人事管理システムと連携) ・キャリアアップ(昇任)のための資格制度の導入				
スケジュール	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度

中期経営計画 実行シート

目 標	組織体制の強化 (はあとプラン4つの目標)				
取り組み	③弾力的な組織再編				
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部門、地域福祉部門、指定管理部門の3課9係体制 ・課同士の連携が取りづらい 				
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉部門が肥大化し調整が難しくなっている ・コミュニティソーシャルワーク(CSW)事業に合わせた組織再編が必要 				
方針・計画	<ul style="list-style-type: none"> ・CSW に合わせた組織体制に再編する ・昇任選考及び研修等により課長、係長を増員する ・アキバ分室に倣い、麴町地区に分室を設置する 				
スケジュール	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
					

目 標	組織体制の強化 (はあとプラン4つの目標)				
取り組み	④財政基盤の強化				
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・事業拡大及び事務費の増加により収支マイナス決算が常態化している ・新型コロナや SDG's の広がりによる本会への募金、寄付金の減少 				
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・法人運営のための事務費の増加 ・寄付金収入の減少 				
方針・計画	<ul style="list-style-type: none"> ・事務費に対する区補助金の導入を要望 ・寄付金の増額検討(企業や慈善団体への依頼、個別事業に対する指定寄付(スポンサー)依頼) ・収益事業の増収(自動販売機増設、区有地を活用した収益事業検討) ・基金の創設、財産運用の検討・実施 				
スケジュール	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
					

第 3 章 資料編

1 千代田区社会福祉協議会について

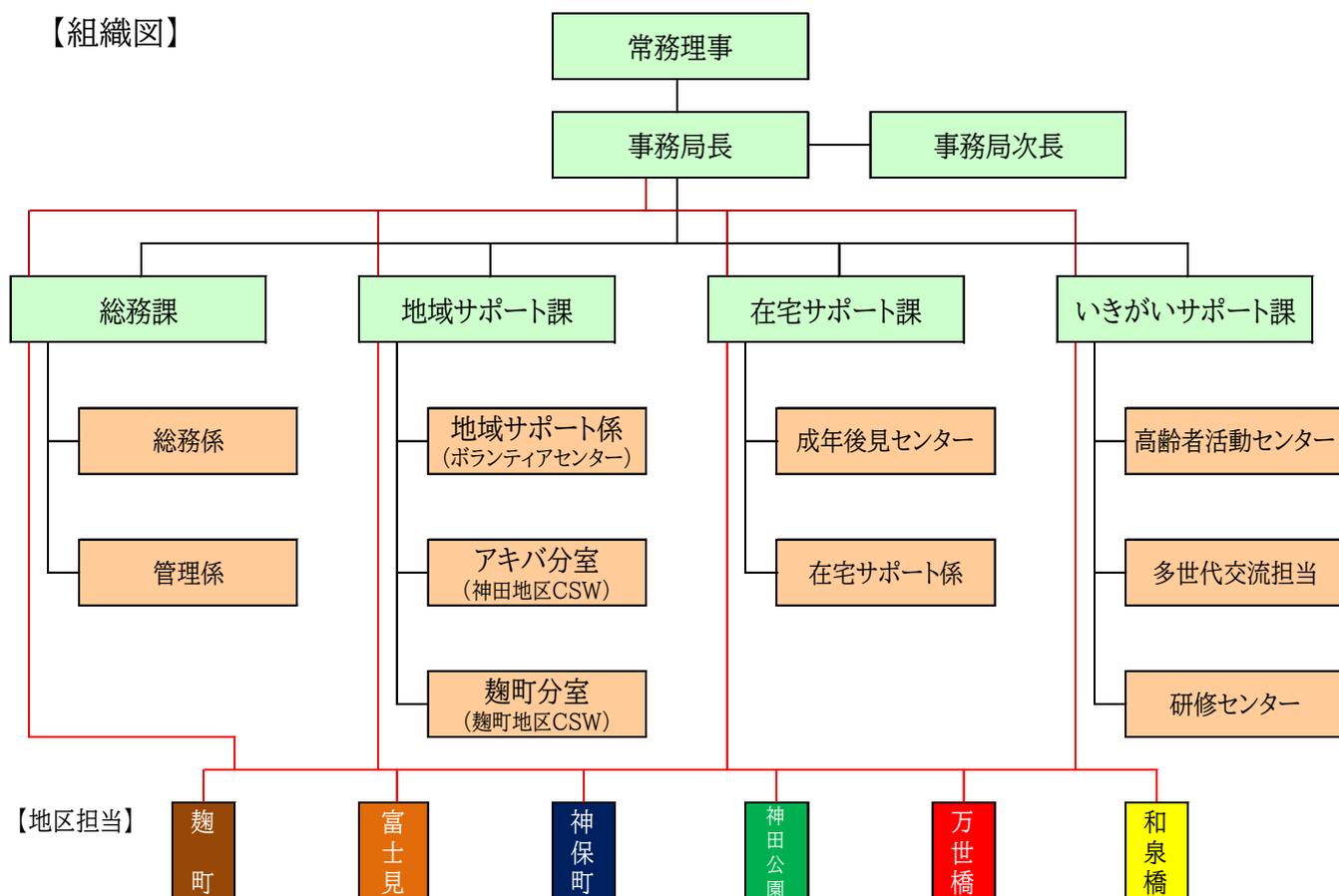
【法人概要】

法人名	社会福祉法人千代田区社会福祉協議会
代表者	会 長 中井 修
所在地	東京都千代田区九段南 1-6-10 かがやきプラザ 4 階
設 立	1952 年(昭和 27 年) 8 月
法人化	1962 年(昭和 37 年) 11 月
従業員数	99 名(うち、登録地域生活支援員 40 名)
純資産額	614, 252 千円

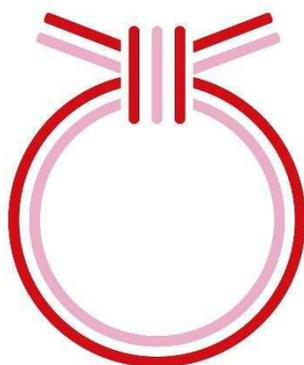
【役員名簿】

会 長	中井 修	九段坂病院顧問
副会長	小野田 文紀	知識経験者
副会長	角谷 幸子	千代田区民生児童委員協議会会長
理 事	横山 義文	麴町出張所地区連合町会会長
理 事	大原 正道	岩本町東神田町会連合会会長
理 事	石田 敦子	千代田区婦人団体協議会会長
理 事	赤城 正晃	千代田区民生委員児童委員副会長
理 事	三谷 健太郎	千代田区連合長寿会会長
理 事	藤田 義一	千代田区保護司会会長
理 事	石渡 伸幸	千代田区障害者共助会会長
理 事	中川 典子	知識経験者
理 事	細越 正明	千代田区保健福祉部長
常務理事	歌川 さとみ	千代田区社会福祉協議会事務局長
監 事	鎌倉 勤	知識経験者
監 事	榎本 滋	税理士
監 事	若月 曠義	知識経験者

【組織図】



【ロゴマーク】



千代田区社会福祉協議会
Chiyoda Council of Social Welfare

名称 : 結び
 丸 : ご縁、地域、コミュニティ、社会
 二本線 : 人と人、寄り添う、ご縁、ささえ合う、出会い
 結び目 : つなぐ、結ぶ、包む

2 収支状況について

【運営状況】

本会は平成 30 年度から、収入より支出が上回る赤字運営が続いています。これは社会福祉法改正により、一定額以上の内部留保金(社会福祉充実残額)を事業に再投下する社会福祉充実計画に基づく計画的な支出によるものでしたが、令和4年度決算時点で社会福祉充実残額がなくなり、内部留保金を再投下する必要がなくなったため、収支バランスを均衡化させる必要が生じました。しかし昨今の地域福祉の需要の高まりによる事務事業費の拡大や、大規模災害及び新型コロナ等による本会への大口寄付の減少による収入減により、収支をプラスに戻せない状態に陥っています。従ってこの状態が続くと、いずれ自主財源が枯渇し、組織運営が継続できなくなることが想定され、社会福祉協議会の解散という事態を招くことになりかねません。

《収支状況(法人単位資金収支計算書および財産目録より)》

			令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
事業活動収支	収入	補助金受託金	510,178,514	488,609,325	444,158,120
		自主財源収入	30,461,497	27,985,204	23,410,256
		事業活動収入計	540,640,011	516,594,529	467,568,376
	支出	補助金受託金に係る支出	510,178,514	488,609,325	444,158,120
		自主財源支出	58,483,018	34,674,583	47,977,356
		事業活動支出計	568,661,532	523,283,908	492,135,476
収支差額			▲28,021,521	▲6,689,379	▲24,567,100
純資産額			614,252,202	636,331,847	649,220,596

【赤字運営の改善】

赤字運営を解消するためには収入を増やし支出を減らす必要がありますが、地域福祉の重要度が増している今、事業規模を縮小して支出を抑えることは難しい状況です。

一方、本会は公益法人(社会福祉法人)であるため、自主財源を得るための収益活動については制限があるため限界があり、区から50%の補助をいただいている事業費の残りの50%(本会負担分)に充当するのが精一杯の状況です。

《自主財源収入科目》

勘定科目	令和 4 年度	令和 3 年度	令和 2 年度
会費収入	2,858,800	2,808,400	3,054,800
寄付金収入	6,535,348	5,508,838	4,637,988
事業収入	14,977,132	12,201,622	10,604,088
負担金収入	3,085,000	1,319,882	1,380,000
受取利息配当金収入	1,619	1,807	6,920
その他の収入(※)	3,003,598	5,144,655	3,726,460
合計	30,461,497	27,985,204	23,410,256

※自動販売機売上収入、バザー収入、寄付物品換金収入、講師謝礼等

【区との連携強化と財源の支援】

現在区の補助金は、人件費は100%補助、事業費は成年後見制度推進機関運営に限り100%補助ですが、その他は区が認めた本会の一部の事業に限り50%の補助であり、残りの50%を会費や寄付等の本会の限られた収入を区民に還元する形で賄っています。また、事務費については、情報漏洩に関するセキュリティ機器に関して、区と同レベルに維持するための費用が補助である他はすべて本会の自主財源を充当しています。地域福祉活動の重要性が謳われる中、社会福祉法に地域福祉推進の中核を担う団体と明確に規定されている社会福祉協議会である本会が安定した事業運営を行っていくには、区との連携を強化し、財源の更なる支援が不可欠です。法に基づき組織された団体である本会にあっては、その事業運営に伴う事務費にいても、区の責任において一定以上の財政支援をお願いすることが妥当であると考えます。

令和4年度決算における本会の事務費は下表(事業活動支出内訳)のとおりで(指定管理事業は除く)、このうち消費税(勘定科目:租税公課)を除いた額は約1,960万円です。従って、事務費の中で租税公課を除いたこの金額の補助を必要としています。

なお、同年度の赤字額は約2,800万円ですので、事務費が補助された場合の赤字額は約840万円に減少します。この額については、下記(赤字額解消方法案)のとおり内部努力によって計画的に解消していきます。

《赤字額解消方法案》

- (1)本会の行う地域福祉活動について広く理解を深めることで会費および寄付金のお願いをいたします。また、事業ごとの出資者や広告収入、ファンドレイジング等も活用し、収入増を図ります。
- (2)現在、区の敷地を借用して飲料の自動販売機を設置していますが、さらなる協力により自動販売機の増設を行います。また、自動販売機以外の区民の利便性の向上に寄与する活用(例:有料駐車場、シェアサイクル LUUP)により手数料収入の増額を図ります。
- (3)本会の実施する事業の参加費等については、無料または材料費等として100円から500円程度を徴収していますが、物価高騰や参加意識向上等の理由から、有料化や増額を検討します。

《事業活動支出内訳》

勘定科目	令和4年度	令和3年度	令和2年度
人件費支出	364,045,697	346,892,600	324,932,806
事業費支出	143,063,861	117,178,539	108,854,430
事務費支出	40,515,933	36,782,280	37,097,402
その他	21,036,041	22,430,489	21,250,838
事業活動支出計	568,661,532	523,283,908	492,135,476

【経営・財務指標】

	指 標 (2021 社会福祉法人全国平均)	算 式 数値は令和 4 年度決算額による(単位:千円)
短期安定性	流動比率 (320.9%)	流動資産÷流動負債×100(%) 686,860÷82,213×100=835.5%
長期持続性	純資産比率 (72.9%)	純資産÷総資産×100(%) 614,252÷779,423×100=78.8%
	固定長期適合率 (83.8%)	固定資産÷(純資産+固定負債)×100(%) 92,563÷(614,252+82,958)×100=13.3%
資金繰り	事業活動資金収支差額率 (7.9%)	事業活動資金収支差額÷事業活動収入計×100(%) ▲28,022÷540,640×100=▲5.18%
合理性	人件費比率 (66.5%)	人件費÷サービス活動収益計×100(%) 357,104÷540,638×100=66.1%
	事業費比率 (14.5%)	事業費÷サービス活動収益計×100(%) 143,064÷540,638×100=26.5%
	事務費比率 (10.1%)	事務費÷サービス活動収益計×100(%) 40,539÷540,638×100=7.5%
収益性	経常増減差額率 (3.26%)	経常増減差額÷サービス活動収益計×100(%) ▲22,080÷540,638×100=▲4.1%

≪指標の説明≫

指標	説明
流動比率	【流動負債に対する流動資産の割合】 流動負債は短期的な支払い義務を表し、流動資産は短期的に資金化できる支払手段を表す。本指標は、短期支払義務に対する支払能力を示す指標であり、その値が高いほど、短期的な支払能力が高いことを意味する。
純資産比率	【総資産に占める純資産の割合】 借入金など負債に対する安全度を見る指標であり、本指標の値が高いほど、負債の支払負担が小さく、長期持続性が高いことを意味する。
固定長期適合率	【純資産及び固定負債に対する固定資産の割合】 固定資産の整備に関わる資金調達バランスを示す指標であり、本指標の値が低いほど、長期持続性が高いと言える。
事業活動資金収支	【事業活動収入に対する事業活動資金収支差額の割合】 当年度の事業活動による資金収支と資金支出のバランスを示す指標であり、資金の獲得能力を表す。事業活動資金収支差額は借入金返済及び将来投資に向けた資金準備の原資となるため、本指標の値はプラスであることを要する。本指標がマイナスとなる場合、期末支払資金残高の取崩しを来し、このまま推移すると資金繰りに窮する可能性がある。
人件費比率	【サービス活動収益に対する人件費の割合】 社会福祉事業は一般に労働集団型であるため、人件費割合が大きくなる傾向にあり、本指標の値の多寡が収益性に大きく影響する。人件費は固定費としての性格が強いため、サービス活動収益の増減によって本指標の値が変動することにも留意が必要である。

事業費比率	<p>【サービス活動収益に対する事業費の割合】</p> <p>事業費は、福祉サービスの提供に直接要する経費を表し、サービス活動収益の増減に影響される変動費としての性格を有する。</p>
事務費比率	<p>【サービス活動収益に対する事務費の割合】</p> <p>事務費は、修繕費、業務委託費、賃借料及び法人・施設の運営に要する一般管理費的な経費(人件費を除く)を表す。本指標の値の多寡は、外部委託の利用や設備等の賃借の状況、施設の老朽化の度合いによる修繕費負担の大きさ等に影響を受ける。</p>
経常増減差額率	<p>【サービス活動収益に対する経常増減差額の割合】</p> <p>社会福祉法人の主目的は利益獲得ではないが、安定的・継続的に福祉サービスを提供するためには、一定の収益性を確保することが重要となる。本指標は、法人の収益性を理解する上での基本的な指標である。本指標の値はマイナスになる場合、将来的な財務状況の悪化につながることによって法人経営の安定性を損なうおそれがあり、赤字の要因を収益・費用の両面から分析する必要がある。</p>

千代田区社会福祉協議会 中期経営計画

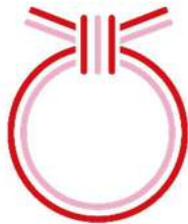
令和6年3月



社会福祉法人千代田区社会福祉協議会

〒102-0074 千代田区九段南 1-6-10 かがやきプラザ 4階

TEL:03-3265-1901 FAX:03-3265-1902



千代田区社会福祉協議会
Chiyoda Council of Social Welfare